

4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

内 容	金 額	算 定 根 拠
A事業相談員 3名×10日間	72,000	単価は〇〇地区の相談員の平均最低賃金を参考にして算定しています。

施設の提供やボランティアの受入評価を計算書類に注記する場合は、その金額を合理的に算定できなければなりません。また、活動計算書に計上する場合には、外部資料等によって客観的に把握できることが必要です。

5 使途が制約された寄付金等の内訳

使途が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産400,000円のうち

使途が指定されているものはありません。

(単位:円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
〇〇財団助成金	0	1,000,000	1,000,000	0	助成金総額は1,200,000円で、当期増加額との差額200,000円は前受助成金として貸借対照表に計上しています。
△△財団助成金	0	2,300,000	2,300,000	0	C事業のための助成金
合 計	0	3,300,000	3,300,000	0	

6 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具	1,300,000	1,000,000		2,300,000	△1,500,000	800,000
投資その他の資産						
敷金	120,000			120,000		120,000
合 計	1,420,000	1,000,000	0	2,420,000	△1,500,000	920,000

期首に所有している固定資産の取得価額を記載します
 今期に取得した固定資産の取得価額を記載します。無償でいただいた固定資産も含みます
 今期に売却・除却等をした固定資産の取得価額を記載します
 期末に所有している固定資産の取得価額を記載します
 当年度も含め、過去の減価償却費の合計金額を記載します
 期末に所有している固定資産の取得価額から減価償却累計額を控除した金額を記載します

7 借入金の増減内訳

(単位:円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
役員借入金	1,200,000		200,000	1,000,000

8 役員及びその近親者との取引の内容

(単位:円)

科 目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
地代家賃(事業費)	1,350,000	1,200,000
活動計算書計	1,350,000	1,200,000

お問合せ

●宮城県環境生活部共同参画社会推進課 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 Tel:022-211-2576 Fax:022-211-2392

●みやぎNPOプラザ 〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 Tel:022-256-0505 Fax:022-256-0533

NPO法人会計基準のQ&A

「重要性の原則」とは？

NPO法人会計基準では、「重要性の乏しいものは、簡便な処理をすることができるとした一方、重要性の高いものはより厳密な処理をする」という原則としています。例えば、

- 水道代や電気代などの毎月定期的に支払う費用で、その金額が毎回大きく変動しないものは、支払時の費用として処理し、期末に未払金(負債)に計上していない。
- 消耗品や貯蔵品等、日常的に使用し1~2ヶ月で消費してしまう量であれば、購入時に費用として処理し、期末には在庫として資産に計上していない。
- 毎年、年度またぐ1年契約の火災保険料等は、支出した日に全額を保険料として計上し、期末に翌年度分を前払費用として処理していない。

の場合は、「重要性が乏しい」として活動計算書に費用として計上することができます。

事業費や管理費とは具体的にどのようなものですか？

事業費とは、NPO法人が目的とする事業を実施するために直接掛った費用で、人件費や印刷費、謝金、会場費などがあります。

配賦

人件費や家賃、水道光熱費、通信費など、法人全体に係る共通経費は、事業費と管理費に分ける。

配賦

管理費とはNPO法人の各事業を管理するための費用で、総会や理事会の開催運営費、会報の発行、経理や労務に関する費用などがあります。

事業部門と管理部門に共通する経費や、複数の事業に共通する経費はどのように按分するのですか？

- ①事業費や管理費と容易に判断できない経費が共通経費です。具体的には一人の人が事業部門と管理部門の両方の仕事をしている場合のその人の人件費、一カ所の事務所複数事業を行っている場合の地代家賃や水道光熱費、通信運搬費等です。
- ②複数の事業を行う法人は、事業費の共通経費をさらに事業ごとに分けます。
- ③共通経費は下記のような合理的な按分の方法により事業部門と管理部門に分け、事業費と管理費に合算します。
- ④按分の方法

按分の方法	比率の求め方の例
従事割合	<ul style="list-style-type: none"> ・日報等をもとに算出した各事業に従事した時間数(日数)と管理業務に従事した時間数(日数)の比 ・業務ごとの標準的な従事時間(日数)を定めておいて、それ以外の例外的な従事時間(日数)のみを記録して算出した比 ・管理業務のみ(各事業のみ)の従事時間(日数)を記録し、それ以外の時間(日数)を各事業(管理部門)に従事したものとして算出した比 ・各事業や管理部門への従事者の延べ人数の比
使用割合	<ul style="list-style-type: none"> ・通信記録、車両の走行距離数等の使用記録により算出した各事業または管理部門の使用量の比 ・管理業務のみ(各事業のみ)の標準的な使用量(時間)を定めておいて、それ以外を各事業(管理部門)の使用量(時間)として算出した比 ・延べ利用者数等の比
建物面積比	各事業や管理業務に使用している面積の比
職員数比	各事業や管理業務に従事している職員数の比

複数の事業を行っている場合には、事業費をその事業ごとに区分して注記に書かなければいけませんか？

必ずしも事業費を事業ごとに区分して表示することは義務ではありません。しかし、NPO法人が自らの事業費を明らかにすることは、法人がどのような事業をどれだけ行ったのかという、「活動の証」となるものです。そこで、「計算書類の注記」で、複数の事業を行う場合には、事業の種類ごとに事業費の内訳を表示するか、あるいは、収益も含めて事業別及び管理部門別に損益の状況を表示するか、いずれかの方法を推奨しています。

NPO法人会計基準のQ&Aは、NPO法人会計基準協議会の「実務担当者のためのガイドラインのQ&A」を参考にしています。

もっと詳しく知りたいときは

公式サイト <http://www.npokaikijun.jp/>

ガイドライン

最新情報

Q&A

ダウンロード

みんなで使おう!「NPO法人会計基準」

市民にとって分かりやすい/ NPO法人の計算書類の作り方

平成24年4月1日の改正NPO法により

計算書類の「収支計算書」が「活動計算書」に変わりました。

収入から支出を引いて「当期収支差額」を計算するのが「収支計算書」ですが、今期の活動にどのくらいの費用がかかり、それを賅った収益の結果、正味の財産がどのくらい増減したかを表すのが「活動計算書」です。

計算書類は

「貸借対照表」+「活動計算書」+「注記」でワンセットです。そして計算書類を補完する書類として「財産目録」があります。

計算書類のポイント

- 「活動計算書」の経常費用は「事業費」と「管理費」に分け、さらにそれぞれを「人件費」と「その他経費」に分けます。
- 貸借対照表や活動計算書で伝えきれないことを補う「計算書類の注記」が重要です。
- ボランティアや施設などを無償又は著しく低い価格で提供を受けた場合、条件が整えば計算書類に取り込めます。

掲載した計算書類は、NPO法人会計基準協議会が策定した「NPO法人会計基準」及び内閣府が示す「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」を参考にしています。



貸借対照表

平成27年3月31日現在

特定非営利活動法人伊達な宮城

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	500,000	
未収金	300,000	
棚卸資産	100,000	
流動資産合計		900,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	800,000	
有形固定資産計	800,000	
(2) 投資その他の資産		
敷金	120,000	
投資その他の資産計	120,000	
固定資産合計		920,000
資産合計		1,820,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	150,000	
預り金	70,000	
前受助成金	200,000	
流動負債合計		420,000
2. 固定負債		
役員借入金	1,000,000	
固定負債合計		1,000,000
負債合計		1,420,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	300,000	
当期正味財産増減額	100,000	
正味財産合計		400,000
負債及び正味財産合計		1,820,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産合計」が一致します。

活動計算書の科目は、法人の活動にあわせ任意に設定できます。

平成26年度 活動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

特定非営利活動法人伊達な宮城

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	900,000	
賛助会員受取会費	760,000	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	500,000	
施設等受入評価益	200,000	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	3,300,000	
4. 事業収益		
A事業収益	1,500,000	
B事業収益	2,500,000	
5. その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	49,000	
経常収益計		9,710,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,300,000	
臨時雇賃金	1,500,000	
法定福利費	350,000	
人件費計	5,150,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
業務委託費	1,000,000	
施設等受入評価費用	200,000	
地代家賃	1,350,000	
減価償却費	150,000	
雑費	150,000	
その他経費計	3,150,000	
事業費計		8,300,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	600,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
消耗品費	60,000	
地代家賃	450,000	
減価償却費	50,000	
支払手数料	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	710,000	
管理費計		1,310,000
経常費用計		9,610,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		300,000
次期繰越正味財産額		400,000

名称を活動計算書に変更する。

施設の無償提供等を計上する場合は、「施設等受入評価益」と「施設等評価費用」に同額を計上します。(計上は法人の任意です)

事業収益は、自主事業収益、受託事業収益に区分することもできます。

経常費用を事業費と管理費に分けます。

事業費と管理費をさらに「人件費」と「その他経費」に分けます。

人件費とその他経費をさらに勘定科目別に表示します。

活動計算書の科目は、一般的な科目を掲載していますが、法人の活動にあわせ任意に設定できます。

計算書類の注記

重要な会計方針は、法人の会計処理の方針を記載します。2～8は該当する項目があった場合のみ記載します。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- 固定資産の減価償却の方法**
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- 施設の提供等の物的サービスを受けた会計処理**
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- ボランティアによる役務の提供の会計処理**
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- 消費税等の会計処理**
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

「重要な会計方針」の最初に、この計算書類がNPO法人会計基準によっていることを記載します。

複数の事業を行っている場合は、事業ごとに事業費の内訳を表示することを推奨しています。

定款の事業名にとられることなく、事業報告書の事業を説明するのにふさわしい区分で表示します。

2 事業費の内訳

科目	特定非営利活動に係る事業			事業費計
	A事業費	B事業費	C事業費	
(1) 人件費				
給料手当	1,500,000	1,800,000		3,300,000
臨時雇賃金			1,500,000	1,500,000
法定福利費	150,000	200,000		350,000
人件費計	1,650,000	2,000,000	1,500,000	5,150,000
(2) その他経費				
旅費交通費	300,000			300,000
業務委託費		200,000	800,000	1,000,000
施設等受入評価費用	200,000			200,000
地代家賃	450,000	450,000	450,000	1,350,000
減価償却費	50,000	30,000	70,000	150,000
雑費	50,000	50,000	50,000	150,000
その他経費計	1,050,000	730,000	1,370,000	3,150,000
合計	2,700,000	2,730,000	2,870,000	8,300,000

収支計算書では事業別にその合計を記載していました。

事業費計は、活動計算書の「II 経常費用1. 事業費」の金額と一致します。

3 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

内容	金額	算定根拠
〇〇体育館の無償利用	200,000	〇〇体育館利用料金表によっています。